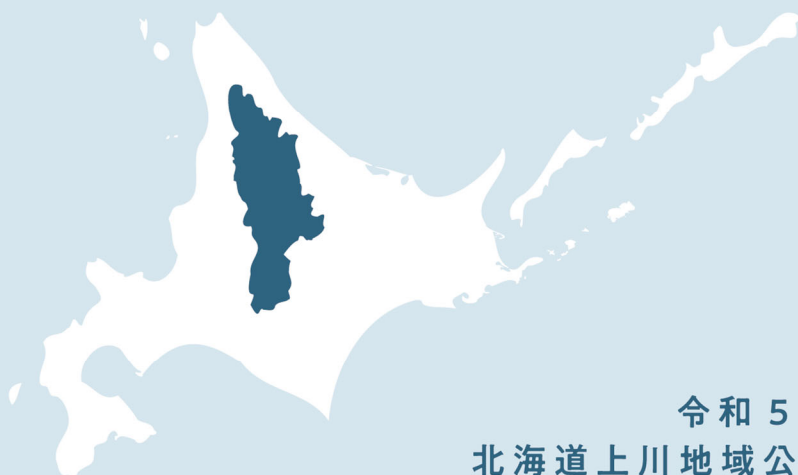


北海道上川地域 公共交通計画

2023 ▶ 2027

上川地域における様々な主体の共創の取組推進による
持続可能な公共交通ネットワークの確保



令和5年（2023年）6月
北海道上川地域公共交通活性化協議会

目 次

● 第1章	はじめに	1
1-1	計画策定の背景・目的	2
1-2	計画の区域	3
1-3	計画の期間	3
1-4	計画の構成	4
● 第2章	計画の位置づけ	5
2-1	国の法制度	6
2-2	北海道の各種計画	8
2-3	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	10
2-4	連携中枢都市圏ビジョン及び定住自立圏共生ビジョン	11
2-5	上川地域内市町村の上位・関連計画	13
2-6	本地域における公共交通の位置づけ	21
2-7	計画の位置づけ	23
● 第3章	上川地域の地域特性・現況	24
3-1	地域の概要	25
3-2	人口	30
3-3	通勤・通学の状況	36
3-4	生活機能施設の分布	40
3-5	観光	46
3-6	交通行動	50
3-7	地域特性・現況からみえる課題	52
● 第4章	上川地域の移動に関する現況	53
4-1	上川地域における公共交通ネットワーク	54
4-2	鉄道	56
4-3	航空機及び空港連絡バス	58
4-4	都市間バス	59
4-5	路線バス	60
4-6	ハイヤー・タクシー	64
4-7	その他の輸送サービス	65
4-8	地域の取組	72
4-9	実態調査結果等	73




● 第5章 上川地域の公共交通の課題	110
5-1 上川地域の公共交通におけるエリア別の課題	111
5-2 上川地域の公共交通における全体の課題	122
5-3 上川地域の公共交通の課題まとめ	123
● 第6章 計画の将来像及び基本方針・目標	124
6-1 計画の将来像及び基本方針	125
6-2 基本方針の実現に向けた目標	128
6-3 上川地域における広域交通（路線バス）の維持・確保の方針	130
● 第7章 目標達成のための施策と目標値設定	135
7-1 目標達成のための施策・事業の位置づけ	136
7-2 各施策・事業の実施方針	137
7-3 基本方針実現のための評価指標・数値目標	142
● 第8章 計画推進に向けた評価体制	144
8-1 計画の推進状況の評価体制	145
8-2 評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築	146
8-3 今後の協議会開催の想定スケジュール	147
附属資料	148
1. 北海道上川地域公共交通活性化協議会規約	148
2. 北海道上川地域公共交通活性化協議会の開催経緯	151



第1章 はじめに

本計画の目的や対象区域、計画期間等の概要を整理する。

- 
- | 1-1 | 計画策定の背景・目的
 - | 1-2 | 計画の区域
 - | 1-3 | 計画の期間
 - | 1-4 | 計画の構成

1-1 | 計画策定の背景・目的

上川総合振興局管内（以降「上川地域」と表記）は旭川市を中心とした全23市町村で構成され、人口減少及び少子高齢化が地域全体で進行している。本地域は、中核都市の旭川市、地域中心都市の名寄市、士別市及び富良野市に都市機能が集積しており、南北に200キロ以上と広大な面積を有することから周辺自治体との広域的な移動手段の確保が必要である。

高齢者や運転免許返納者の増加を受け、今後公共交通の重要性は益々高まることが予想されるが、人口減少に伴う利用者の減少や乗務員不足の影響を受け、バス事業者及びJRをはじめとした事業者の努力や行政による財政支援のみでは、引き続き、広域的な移動手段を確保していくことは容易でない。

また、新型コロナウイルス感染症によってもたらされた、リモートワークの普及などの新たな生活様式が拡大・定着してきており、同感染症が収束した後も旅客需要が元の水準に戻ることはないとの予想もある。

これらは、公共交通について新型コロナウイルス感染症の拡大以前から相当程度進行していた利用者の減少などの諸課題へ対応する必要性を飛躍的に高めた。

このような状況の中、令和2年(2020年)11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」においては、地方公共団体が主体的に地域公共交通の持続的な提供に向けて取り組むこととされており、まさに今、北海道、管内市町村、国、公共交通事業者等の関係者が連携し、将来にわたり持続可能な地域公共交通のあり方を検討し、その実現に向けて取り組む時期が来ている。

こうした背景を踏まえて、本地域における持続可能な交通ネットワークの構築を目的として、地域公共交通のマスタープランとなる「北海道上川地域公共交通計画」を策定する。



1-2 | 計画の区域

本計画の対象区域は、上川総合振興局管内の23市町村とする。

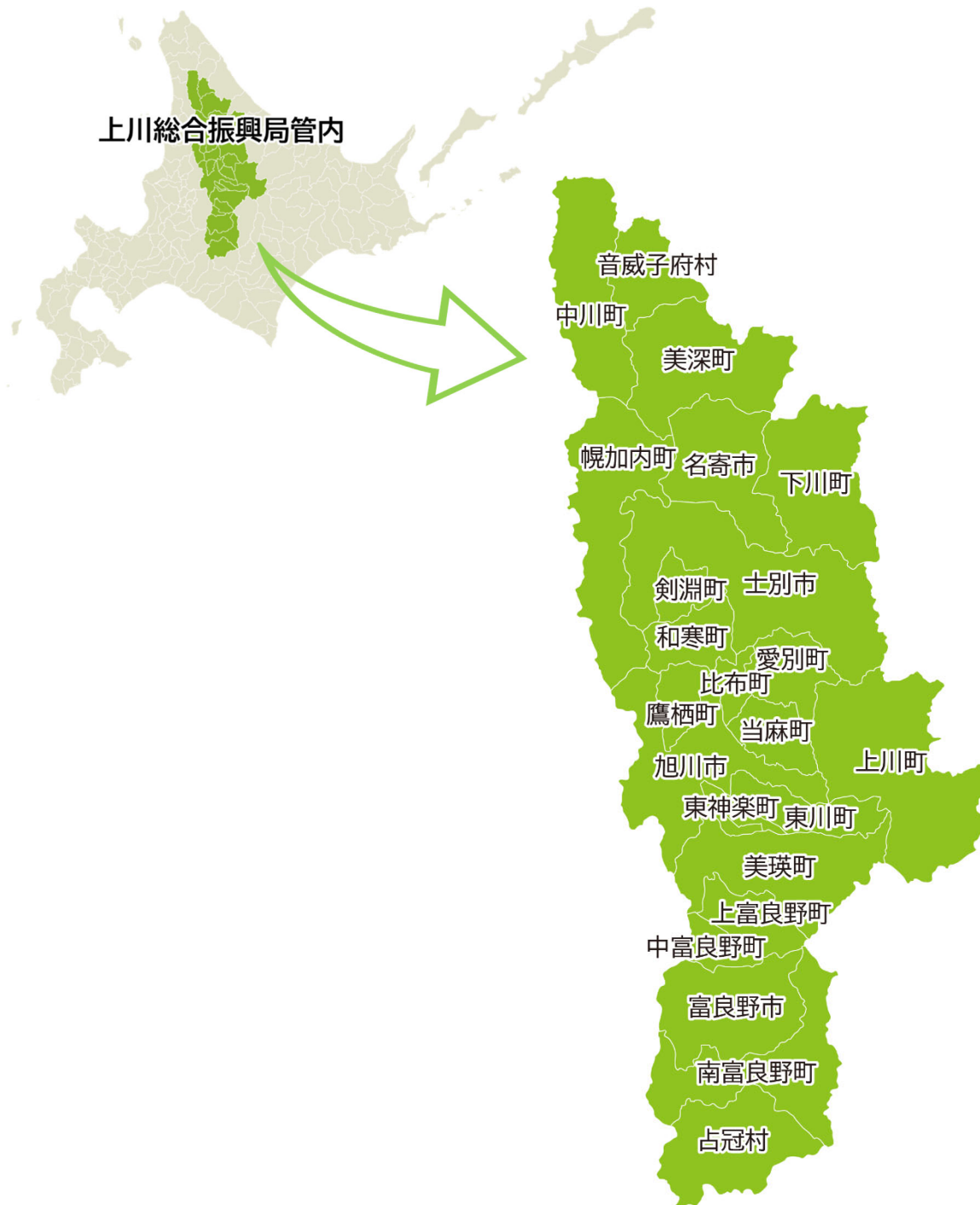


図 1-1 対象区域

1-3 | 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）の5年間とする。

1-4 | 計画の構成

本計画は、以下の構成からなる。

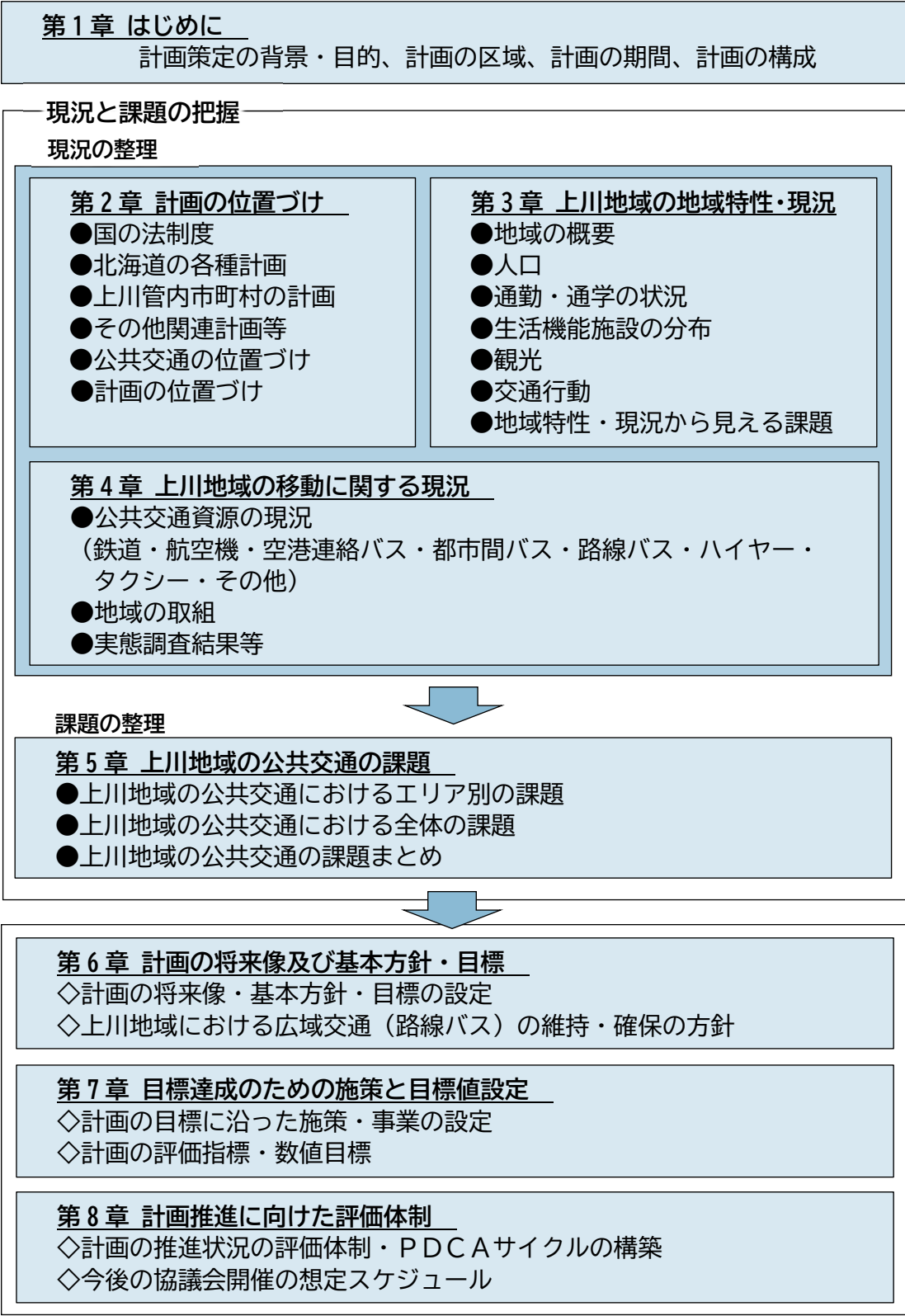


図 1-2 計画の構成

